

サンクスポイント・プレゼント規定

OKB 大垣共立銀行

〈サンクスポイント・プレゼント規定〉

ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」（以下「本サービス」といいます）は、以下の要領で取り扱います。

1. 本サービスの概要

- （1）各種取引を毎月ポイント化し、一定期間自動的に累積します。
- （2）累積したポイントは引換期間中にポイントに応じて、各種特典と引換えできます。

2. 対象者

総合口座（総合口座（一般）、ゴールド総合口座およびスーパーゴールド総合口座）を契約の方が自動的に、本サービスの対象となります。ただし、決済用普通預金、当座預金、別段預金（以下これらの預金を総称して「決済用預金」といいます）を契約の方については以下の制限があります。

- （1）決済用預金を契約の場合、一部の取引に対してポイントが付与されない場合があります。
- （2）総合口座の普通預金が決済用普通預金である場合、全ての取引に対してポイントが付与されません。

3. ポイントの対象取引

- （1）ポイントの対象となる、取引項目の有無、取引の残高等は後記（2）の基準で判定します。また、付与されるポイントの基準は当社ホームページ等に掲出します。なお、システム等の都合上、一部対象外となる取引もあります。
- （2）各取引項目はポイント付与対象総合口座と同一のお客さま（C I F）番号における契約、取引または残高とします（国債等公共債、投資信託は当社またはOKB証券株式会社（以下「OKB証券」といいます）との各取引における指定預金口座店の取引または残高となります）。また、総合口座の取引店が銀行代理店等の当社の定める一部店舗（以下「銀行代理店」といいます）の場合、お客さまの申し出により、本人の銀行代理店以外の取引店（1店舗に限る）における以下の②⑤の項目を銀行代理店のポイント付与対象総合口座と同一のお客さま（C I F）番号における契約または残高とすることができます。
 - ① 国内円預金の月末残高／譲渡性預金、決済用預金を除く、国内円預金の月末時点における残高合計。
 - ② 国債等公共債の月末残高／当社またはOKB証券が振替決済口座で管理している国債、地方債、政府保証債の月末時点における額面金額合計。
 - ③ 投資信託の月末残高／当社またはOKB証券が振替決済口座で管理している投資信託の月末時点における約定金額の合計（申込手数料・消費税は含みません）。ただし、特別分配金の支払や解約・買取等が行われた投資信託は、月末時点における個別元本と口数から算出した金額がポイント対象となります。
 - ④ 外貨預金の月末残高／外貨普通預金・外貨定期預金の月末時点における各通貨毎の残高を、当社所定の方法で米ドルに換算した金額の合計。
 - ⑤ 各種ローンの月末残高／住宅ローン（「フラット35（機構買取型）」「フラット50（機構買取型）」は除きます）、大型フリーローン、フリーローン（事業性および当社所定のローンは除きます）、マイカーローン、リフォームローン、ブライダルローン、進学ローン、ポピュラーローン、介護ローン、カードローン等の月末時点における残高合計。

- ⑥ 投資信託新規購入／新たに購入された当社またはOKB証券が振替決済口座で管理する投資信託の約定金額の合計（申込手数料・消費税は含みません）。ただし、ファンド間のスイッチング（乗換え）はポイント対象となりません。
- ⑦ 外貨定期預金新規預入／新たに預入された外貨定期預金の各通貨毎の金額を、当社所定の方法で米ドルに換算した金額の合計。ただし、ポイントの対象は円貨からの預入に限ります。
- ⑧ OKBペイメントプラットフォーム発行のクレジットカード自動支払／株式会社OKBペイメントプラットフォームが発行するOKB・UCカード、OKB・JCBカード、OKB・MUFGカード（カードの裏面に「株式会社OKBペイメントプラットフォーム」と記載されているもの）の自動支払による利用代金等の引き落とし金額。ただし、引き落とし口座が月末時点で決済用預金の場合、ポイント対象となりません。
- ⑨ OKBデビット（JCB）の自動支払／OKBデビット（JCB）の自動支払による利用代金等の引き落とし金額。ただし、引き落とし口座が月末時点で決済用預金の場合、ポイント対象となりません。
- ⑩ 年金／公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）自動受取の入金実績。ただし、入金口座が月末時点で決済用預金の場合、ポイント対象となりません。
- ⑪ 給料／給料（1回の振込額が4万円以上）自動受取の入金実績。ただし、賞与のみの自動受取はポイント対象となりません。また、入金口座が月末時点で決済用預金の場合、ポイント対象となりません。
- ⑫ 各種料金自動支払／電話料金・電気料金・ガス料金・水道料金（通帳等の摘要欄に「電話料」「電気料」「ガス料」「水道料」と記載されたもの）の各自動支払の引き落とし実績。ただし、引き落とし口座が月末時点で決済用預金の場合、ポイント対象となりません。
- ⑬ クレジットカードの自動支払／自動支払による利用代金等の引き落とし実績（通帳等の摘要欄に「UC」「JCB」「MUFG」「AMEX」「クレカ」と記載されたもの）。ただし、引き落とし口座が月末時点で決済用預金の場合、ポイント対象となりません。
- ⑭ 貸金庫／貸金庫の契約。なお、貸金庫契約者と手数料引き落とし口座の名義が相違する場合は前者のポイントとなります。
- ⑮ ゴールド総合口座新規契約／2006年1月1日以降、初めてとなるゴールド総合口座の契約。ただし、スーパーゴールド総合口座を解約し、ゴールド総合口座を契約した場合はポイント対象となりません。
- ⑯ スーパーゴールド総合口座新規契約／2006年1月1日以降、初めてとなるスーパーゴールド総合口座の契約。

4. ポイントの集計方法

- (1) ポイントは、取引店毎、総合口座毎に毎月集計します。なお、毎月末日時点における総合口座の種類が、ゴールド総合口座の場合、前記3.(2)⑮⑯の基準で付与されるポイント（以下「新規契約によるポイント」といいます）を除き、2倍したポイントを毎月集計します。また、スーパーゴールド総合口座の場合、新規契約によるポイントを除き、3倍したポイントを毎月集計します。
- (2) 毎月末日時点における前記3.の対象取引を、原則翌月15日にポイント化します。ただし、毎年1月の対象取引については同年3月1日にポイント化します。また、新規契約によるポイントはゴールド総合口座またはスーパーゴールド総合口座新規契約日にポイント化します。ただし、毎年1月および2月のゴールド総合口座新規契約、スーパーゴールド総合口座新規契約については同年3月1日にポイント化します。
- (3) 取引の移管を行った場合は、移管前の取引に対するポイントが一部集計されない場合があります。

5. ポイント付与期間およびポイントの上限

- (1) 毎年1月から12月までの取引に対してポイントを付与します。ただし、2025年1月以降のポイント付与はありません。
- (2) 総合口座を新規開設した場合は、その月からポイントを付与します。
- (3) ポイントの上限は、後記7. による持ち越しポイント、サンクスポイント・プレゼントへのポイント移行によるポイント、およびキャンペーン等により別途加算するポイント等を含め、9,999,999ポイントとします。

6. ポイントの引換期間、有効期限

- (1) 前記5. (1) の期間に付与したポイントの引換期間は同年3月1日から翌年2月末日までとします。ただし、2025年3月1日以降の引換はできません。
- (2) ポイントの有効期限は引換期間終了時とし、引換期間終了後および2025年3月1日以降は無効となります。
- (3) 総合口座を解約した場合はその時点でポイントは無効となります。
- (4) 総合口座を契約の方がお亡くなりになられた場合は、その時点でポイントは無効となります。

7. ポイントの持ち越し

毎年12月31日終了時点のサンクスポイント対象口座の種類により、ポイントの持ち越し基準は以下のとおりとなります。ただし、いずれの口座においても2025年2月末日終了時点で全ポイントが無効となります。

- (1) サンクスポイント対象口座が「総合口座（一般）」の場合

同年12月31日終了時点に以下のいずれかの取引があり、かつ同年1月から12月までに付与したポイントで、翌年2月末日終了時点の有効ポイントが2,500ポイント以上の場合は、そのポイントを1年に限り自動的に持ち越しします。

- ① 国債等公共債の月末残高10万円以上
- ② 投資信託の月末残高10万円以上
- ③ 外貨預金の月末残高1,000米ドル以上
- ④ 各種ローンの月末残高10万円以上

なお、取引残高については前記3. (2) ②③④⑤に記載の基準とします。また、①から④の条件で持ち越し対象となるポイントは当該取引に対して前記3. (2) の基準でポイントが付与される総合口座のポイントとします。

- (2) サンクスポイント対象口座が「ゴールド総合口座」の場合

同年1月から12月までに付与したポイントで、翌年2月末日終了時点の有効ポイントが2,500ポイント以上の場合は、そのポイントを1年に限り自動的に持ち越しします。

- (3) サンクスポイント対象口座が「スーパーゴールド総合口座」の場合

翌年2月末日終了時点の全ポイントを自動的に持ち越しします。

8. ポイントの表示・照会・通知

- (1) ポイントは、総合口座の普通預金欄および当社自動機（以下「ATM」といいます）の取引明細票に表示します。

① 総合口座普通預金欄

当月の付与ポイント、当月の引換ポイント、当月のポイント残高、有効期限（引換期限）を表示します（スーパーゴールド総合口座の方には有効期限は表示しません）。なお、申し出により非表示とすることもできます。

② ATMの取引明細票

ATM取引時点のポイント残高と有効期限（引換期限）を表示します（スーパーゴールド総合口座の方には有効期限は表示しません）。

(2) ポイント残高は、ATM、スーパーOKダイレクト等で照会できます（当該サービスの契約等が必要です）。ATMでの照会是对象総合口座のキャッシュカードまたは手のひら認証、および暗証番号が必要となります。

(3) ポイント残高は、一部の方を除き原則として個別に通知しません。

9. 特典との引換

(1) 特典との引換に関する諸条件は、当社ホームページ等に掲出します。

(2) 特典の内容は、特典提携企業やポイント移行提携先等の都合により予告なく変更・中止となる場合があります。

(3) 特典提携企業の特典やポイント移行提携先のポイント制度について当社は何ら関与せず、法的責任を負いません。

(4) 後記10.(1)の受付後、当該引換が成立しなかった場合、当該ポイントは対象総合口座へ戻します。ただし、対象総合口座が解約されている場合または本サービスが終了している場合、当該ポイントは無効となります。

10. 特典との引換方法

(1) 引換方法

当社所定の方法により引換申し込みを受け付けます。なお、特典提携企業の特典との引換の場合は、当社店舗窓口で引換に必要なポイントを減算したうえで、ポイント減算確認書を発行します。このポイント減算確認書を特典提携企業に送付してください。

(2) 特典引換時のポイント合算

ゴールド総合口座またはスーパーゴールド総合口座の方は、本人または同居家族（合算について承諾を得られた方に限ります）の総合口座（ゴールド総合口座、スーパーゴールド総合口座を除きます）1口座のポイントを、引換時に合算できます。合算には当社所定の用紙（方法）による届出が必要です。なお、合算手続きをした日から1年後の応当日まで合算の変更はできません。また、前記7.による持ち越しポイントには合算相手のポイントを含めません。

11. ポイントの減算

引換時のポイントの減算は、前記7.による持ち越しポイントから優先的に行います。ただし、ゴールド総合口座、スーパーゴールド総合口座の方で合算口座の届出がある場合は、合算口座のポイントから優先的に減算します（合算口座についても持ち越しポイントを優先して減算します）。

12. サンクスポイント・プレゼントへのポイント移行

OKB・UCカード「UCポイント（にこにこプレゼント）」、OKB・JCBカード「Ok i D o k iポイントプログラム」、OKB・MUF Gカード「グローバルポイント」、OKBデビット

(JCB)「Ok i D o k iポイントプログラム」の各ポイントを、「サンクスポイント・プレゼント」のポイントに移行できます。ただし、2024年3月1日以降の移行申し込みはできません。

(1) 必要ポイント

「UCポイント (にこにこプレゼント)」「Ok i D o k iポイントプログラム」「グローバルポイント」200ポイント以上 (1ポイント単位)。

(2) 対象者

株式会社OKBペイメントプラットが発行するOKB・UCカード、OKB・JCBカード、OKB・MUFGカードまたはOKBデビット (JCB) を契約の方。ただし、一部対象とならないカードがあります。

(3) 内 容

① 移行を希望する「UCポイント (にこにこプレゼント)」「Ok i D o k iポイントプログラム」「グローバルポイント」のポイント数を25倍して、「サンクスポイント・プレゼント」のポイントに移行します。

② 移行手続きに1～2ヵ月程度を要する場合があります。

③ 毎年1月および2月に移行申し込みされたポイントのご利用は、同年3月1日以降となります。

1 3. その他

(1) ゴールド総合口座

別途「ゴールド総合口座取引規定」に定める総合口座をいいます。

(2) スーパーゴールド総合口座

別途「スーパーゴールド総合口座取引規定」に定める総合口座をいいます。

(3) OKBデビット (JCB)

別途「OKBデビット (JCB) 会員規約」に定めるデビットサービスをいいます。

1 4. 本サービスの変更・中止

当社は諸事情等により対象者に個別の通知をすることなく、本サービスを変更・中止することがありますので、本サービスの最新内容につきましては、当社ホームページ等でご確認ください。

1 5. 規定の変更

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱います。

以 上